

職場のいじめ

- 職場およびそれに隣接する場所、時間において従業員若しくは使用者らから一時的若しくは継続的になされる心理的、物理的、暴力的な苦痛を与える行為の総称
(水谷英夫著 『職場のいじめ・パワハラと法対策』)
- 職場(職務を遂行する場所全て)において、仕事や人間関係で弱い立場に立たされている成員に対して、精神的又は身体的な苦痛を与えることにより、結果として労働者の働く権利を侵害したり、職場環境を悪化させたりする行為
(東京都産業労働局パンフレット 『職場のいじめ 発見と予防のために』)

パワーハラスメント

- 職場において、地位や人間関係で弱い立場の人たちに対して、繰り返し精神的又は身体的な苦痛を与えることにより、結果として相手の働く権利を侵害し、職場環境を悪化させる行為
(職場のハラスメント研究所)
- 職務上の地位又は職場内の優位性を背景にして、本来の業務の適正な範囲を超えて、継続的に相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、就労者に身体的・精神的苦痛を与える、又は就業環境を悪化させる
(クオレ・シー・キューブ)
- 職場において、職務上の地位や影響力に基づき、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的な苦痛を与え、その就業環境を悪化させること
※ 職場において:取引先の事務所、顧客の自宅等でも当該労働者が業務を遂行する場所の場合は該当。また、勤務時間外の宴会、休日の連絡等でも業務上の失敗を責める等実質上職務の延長上で行われた場合には該当
(21世紀職業財団)
- 職務上の権限や上下関係、職場における人間関係等に伴う権力を利用し、業務や指導などの適正な範囲を超えて行われる強制や嫌がらせなどの迷惑行為
※ 上司から部下への行為に限らず、同僚間や部下から上司に行われる場合や所属組織以外の上部組織、顧客等の取引先関係者から行われる場合もある。
(全国労働安全衛生センター連絡会議)

(参考) 教育現場におけるいじめの定義の例

- 同一集団内の相互作用過程において優位に立つ一方が、意識的に、あるいは集合的に他方に対して精神的・身体的苦痛を与えることである。
(森田洋司著 『いじめとは何か』)
- 当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの
(文部科学省 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」(「いじめの問題への取組の徹底について(通知)」別添))

職場のいじめ・嫌がらせに関する定義の例②

諸定義において挙げられている要素を抜き出すと、①～④のようになるのではないか。

- ① **場** : 職場などを挙げている例もあるが、言及していない例もある
- ② **関係性** : 職務上の地位や優位性、人間関係で弱い立場に立たされていることなどが挙げられている
- ③ **行為・影響** : 精神的・身体的苦痛を与える、人格・尊厳を侵害する、職場環境を悪化させるなどが挙げられている
- ④ **態様** : 業務の適正な範囲を超える、継続的であること等を挙げている例もあるが、言及していない例もある

	場	関係性	行為・影響	態様
水谷英夫	職場およびそれに隣接する場所、時間	従業員若しくは使用者から	・心理的、物理的、暴力的な苦痛を与える	・一時的若しくは継続的になされる
東京都産業労働局	職場 (職務を遂行する場所全て)	仕事や人間関係で弱い立場に立たされている成員に対して	・精神的又は身体的な苦痛を与える ・労働者の働く権利を侵害したり ・職場環境を悪化させたりする	—
職場のハラスメント研究所	職場	地位や人間関係で弱い立場の人たちに対して	・精神的又は身体的な苦痛を与える ・相手の働く権利を侵害し ・職場環境を悪化させる	・繰り返し
クオレ・シー・キューブ	—	職務上の地位又は職場内の優位性を背景にして	・相手の人格や尊厳を侵害する言動 ・就労者に身体的・精神的苦痛を与える ・就業環境を悪化させる	・本来の業務の適正な範囲を超えて ・継続的に
21世紀職業財団	職場	職務上の地位や影響力に基づき	・相手の人格や尊厳を侵害する言動 ・その人や周囲の人に身体的・精神的な苦痛を与え ・就業環境を悪化させる	—
全国労働安全衛生センター連絡会議	—	職務上の権限や上下関係、職場における人間関係等に伴う権力を利用し	・強制や嫌がらせなどの迷惑行為	・業務や指導などの適正な範囲を超えて
森田洋司	同一集団内の相互作用過程	優位に立つ一方が	・精神的・身体的苦痛を与える	・意識的に、あるいは集合的に
文部科学省	—	一定の人間関係のある者から	・心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている	—